

## 「みえ地物一番の日」ポスター著作権使用基準

### (目的)

第1条 三重県産食材の取扱いを一斉にクローズアップするキャンペーン「みえ地物一番の日」の実施に当たり、「みえ地物一番の日」ポスター著作権（以下「ポスター著作権」という。）貸し出しすることとし、その適正な使用を確保するため、基準を定めるものとする。

### (図柄等)

第2条 ポスター著作権の種類等は、フードイノベーション課が指定するものとする。

### (ポスターの著作権)

第3条 ポスターに関する著作権は、三重県が所有する。

### (ポスター著作権使用等)

第4条 ポスター著作権は、みえ地物一番の日キャンペーン実施要領に基づき登録した者、行政機関及び学校が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、様式1「みえ地物一番ポスター著作権貸出申請書」を提出し、無料で使用できるものとする。

2 知事は、みえ地物一番ポスター著作権使用申請書の提出があった場合、ポスター著作権を貸し出しできるものとする。

3 知事は、必要に応じ、使用者に対してポスター著作権の使用状況について、報告（様式3「みえ地物一番ポスター著作権等使用状況報告書」）を求めることができるものとする。

### (印刷済みポスターの配布)

第5条 印刷済みポスターは、みえ地物一番の日キャンペーン実施要領に基づき登録した者、行政機関及び学校が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、様式2「みえ地物一番ポスター配布申込書」を提出し、無料で使用できるものとする。

2 知事は、様式2「みえ地物一番ポスター配布申込書」の提出があった場合、速やかに対応するものとする。ただし、数量等の上限については知事が定めるものとする。

3 知事は、必要に応じ、使用者に対してポスターの使用状況について、報告（様式3「みえ地物一番ポスター著作権等使用状況報告書」）を求めることができるものとする。

### (事故、苦情等の処理)

第6条 使用者は、ポスターの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

### (その他)

第7条 知事は、ポスターの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

### 附則

この基準は、平成16年1月16日から施行する。

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

この基準は、平成24年12月3日から施行する。

この基準は、平成25年7月8日から施行する。

この基準は、令和5年8月4日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

みえ地物一番ポスター版權貸出申請書

三重県知事あて

年 月 日

名 称

代表者名

みえ地物一番ポスター版權使用基準第 4 条の規定により、下記のとおり提出します。

記

連絡先 (送付先)	〒  TEL
--------------	--------------

貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

- 申込書提出先、お問い合わせ先  
(申込書の送付は、郵送、FAX、eメールどれでも結構です。)

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 あて

電話番号 059-224-2395 FAX 059-224-2521

eメール: foods@pref.mie.lg.jp

**みえ地物一番ポスター配布申込書**

三重県知事あて

年 月 日

所在地  
名称  
代表者名

以下の通り、ポスター（印刷済み配布用）の配布を希望します。

受け取りに行きます。

送付先	〒  TEL
-----	--------------

ご希望のものを指定してください。

宣伝バージョン	B 2 版 [            ] 枚	B 4 版 [            ] 枚
メッセージバージョン	B 2 版 [            ] 枚	B 4 版 [            ] 枚
赤色和風系バージョン	B 2 版 [            ] 枚	B 4 版 [            ] 枚
青色洋風系バージョン	B 2 版 [            ] 枚	B 4 版 [            ] 枚

ポスターならびに送料は、原則、事務局負担とさせていただきます。  
ただし、多数の場合は対応ができない場合があります。ご了承ください。

○ 申込書提出先、お問い合わせ先  
(申込書の送付は、郵送、FAX、eメールどれでも結構です。)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部フードイノベーション課 あて  
電話番号 059-224-2395 FAX 059-224-2521  
eメール foods@pref.mie.lg.jp

様式3（第4条関係）

みえ地物一番ポスター版権等使用状況報告書

年 月 日

三重県知事あて

住所  
名称  
代表者名

みえ地物一番ポスター版権使用基準第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 用 用 途	
連 絡 先 (名刺添付可)	住 所 名 称 所属部署 担当者名  連絡先 電 話 F A X eメール

添付資料（具体名）：

※必要に応じて使用内容のわかる資料（ポスター等）を添付して下さい。